

平成22年11月9日

全国学童保育連絡協議会 御中

内閣府子ども若者・子育て施策総合推進室  
(子ども・子育て新システム検討会議事務局)

「基本制度ワーキングチーム」(第4回)の開催について

標記会議を下記のとおり開催いたしますので、御多忙のところ恐縮ですが、貴会よりご意見を伺いたく存じますので、何卒代表者の御出席をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

日時：平成22年11月15日(月) 14時00分～16時30分  
場所：中央合同庁舎4号館12階 共用1208特別会議室  
(東京都千代田区霞が関3-1-1)

議事内容(予定)

- ①産前・産後・育児休業給付(仮称)について
- ②放課後児童給付(仮称)について
- ③その他
- ④意見交換

※なお、議事については公開させていただきます。

以上

※ なお、御出席をいただける場合は、その旨及び御出席者のお名前につきまして、11月10日(水)までに御連絡をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

※お願い

- ① 会場の関係上、各団体等からの参加者はメインテーブル着席1名、ほか随行者2名(計3名)とさせていただきます。
- ② 放課後児童給付(仮称)に関する事務局からの説明の後、貴会より放課後児童クラブの現状について、3分程度ご説明をいただきたく思います。
- ③ レジュメをご用意いただける場合は、各構成員ともA4用紙1枚(両面可)までにおまとめいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
- ③ レジュメについては、11月12日(金)正午までに(厳守)内閣府 若尾・塚田宛にご登録をお願いいたします。

【本件連絡先】

東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館  
内閣府子ども若者・子育て施策総合推進室  
杉田 香子 若尾 公章 塚田 晃成  
TEL:03-3581-1403(直通) FAX:03-3581-0992  
E-mail: [kimiaki.wakao@cao.go.jp](mailto:kimiaki.wakao@cao.go.jp)  
[akinari.tsukada@cao.go.jp](mailto:akinari.tsukada@cao.go.jp)

## 学童保育(放課後児童クラブ)の量的な拡大と質的な拡充が図られる 国と自治体の公的責任による制度を要望します

【現状】学童保育を必要とする家庭が増えているにもかかわらず、入所できない家庭（潜在的な待機児童）が増えています。「地域にそもそも学童保育がない」「定員一杯で待機児童になっている」「保育料負担が厳しく、入所を断念して、子どもに我慢させている」「(大規模化や指導員の頻繁な入れ替わりなど)安心して預けられる学童保育になっていない」などなど、量的・質的な拡充が求められています。(詳しくは『学童保育情報 2010-2011』参照)

### 1 「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」の危惧する点

#### (1) 「市町村の自由裁量に任せる」という考え方に対する危惧

- これまでの国の制度そのものが市町村任せで、格差ができる原因となっていました。
- 市町村に財源を保障しても、学童保育に使われる保障はありません。
- 学童保育と類似の「放課後の児童対策」を「一体的」「代わりに」実施することも、「市町村の自由裁量」となる危険があります。

#### (2) 「個人に対する利用保障の強化」は、「個人給付」を前提にしているのではないかと いう危惧

- 学童保育の安定的な運営、子ども一人ひとりと子ども集団の安定的な生活を保障するためには、個々の運営主体任せではなく、市町村が責任を持って安定的に運営できる仕組みでなければなりません。各家庭への個人給付制度では安定的な運営はできません。

#### (3) 「指定事業者」「登録児童数に応じて」とすることによって、学童保育が「安定性・継続性・信頼性」を持って運営できなくなるのではないかと いう危惧

- 「市町村の委託」などの関与がない「指定事業者」の仕組みの導入は、運営主体が変わりやすい制度（民間企業の撤退、指定期間が決められている指定管理者制度などはすでに問題となっている）になる可能性が高く、事業の「安定性・継続性・信頼性」の保障は望めません。特に、「安定性・継続性・信頼性」は、指導員の継続的勤務と保護者・子どもたちとの信頼構築で担保されます。保護者と指導員の信頼関係が構築しやすい仕組みにするべきです。
- 「登録児童数に応じて」は、児童数の増減によって運営の安定性を欠く方法です。最も多くの経費割合を占めている指導員の配置基準に応じて、費用保障される仕組みが必要です。

### 2 現在の国の学童保育の制度の三つの問題点

#### (1) 学童保育を推進するための公的責任が弱い

→ 市町村の実施責任の強化を図ることが必要です

- 現在の制度は「市町村の利用の促進の努力義務」のみです。  
「市の広報で児童募集があることを知らせる」だけでも良いことになっています。
- このことが、市町村間に量や質の格差が生じる原因となっています。

#### (2) 最低基準が決められていない → 一定の水準を確保する「基準」が必要です

- 国の「放課後児童クラブガイドライン」はできましたが拘束力はありません。
- 適正規模、生活の場にふさわしい施設の広さと設備、職員の十分な配置と体制、資格は、子

どもの生活と育ちを守るために欠かせません。

### **(3) 国の補助金は奨励的であり、実際の運営費と比べても大きな乖離がある**

→ 学童保育を確実に保障するための「安定的で十分な財政措置」が必要です

- ・学童保育の量的拡大と質的拡充を図るには、市町村ががんばってくれることが肝心です。国として、市町村が積極的に学童保育を整備していく制度と予算措置が必要です。

## **3 児童福祉法改正による学童保育制度の拡充の要望**

### **(1) 児童福祉法を改正した学童保育の制度拡充を求めます。**

- 学童保育を「児童福祉施設（児童福祉法第7条）」として位置づけ、最低基準が法的にも明確にされた制度としてください。
- 市町村の利用促進の努力義務にとどめず、市町村の実施責任を強化した位置づけにしてください。児童福祉法の法文を市町村の責任が強化されるよう改正してください。
- 対象児童を、現在の法文の「おおむね10歳未満」ではなく、「小学生」としてください。
- どの地域、どの学童保育でも最低水準が確保される国の基準をつくってください。

### **(2) 「市町村任せ」ではなく、国と自治体が力をあわせた制度としてください。**

- 国としてのナショナルミニマムを保障する制度・仕組みとしてください。
- 「一般財源化」「一括交付金」ではなく、学童保育の拡充に確実に使われる財政保障としてください。

これまで、学童保育が約2万か所までに増えてきたのは、法制化し、補助金を増やすなど国としての一定の責任を果たしてきた結果です。しかし一方、国として最低基準などをつくらず「市町村任せ」や「運営主体任せ」にしてきたために、地域格差、学童保育格差と、劣悪な状況、問題点を多々生んできました。「市町村任せ」「運営主体任せ」ではなく、国としての責任を持った制度と財政措置とすることが、市町村を応援することになります。

### **(3) 「個人給付」ではなく「市町村事業」として位置づけた制度としてください。**

- 保育所や学童保育などの子どものための施設は、子どもの安定的な生活の保障と育ちを第一義的に考えた制度にするべきです。子どもたちが集団で生活し、相互に育ち合う関係づくりが保障されるためには、保育所や学童保育の運営そのものが、安定的・継続的・信頼感のある施設として営まれることが最も重要なことです。
- 児童福祉法には、「国及び地方自治体が保護者とともに」児童を育成する責任を負っているという原則があります。市町村と運営主体と保護者と指導員が、力をあわせてよりよい学童保育をつくっていくことが保障される仕組み・制度にしてください。
- 「子ども・子育てビジョン」の目標である「5年後に30万人増の111万人」「7年後に160万人」に増やすこと、圧倒的多くの「潜在的な待機児童」に学童保育を保障するためには、市町村が主体となって整備していく以外に方法はありません。「個人の利用保障、権利保障を強める」といっても、その受け皿がすぐにできるとは考えられません。市町村が直接運営するか、父母会なども含めていろいろな団体等に委託する方法（3割にも及ぶ父母会運営の学童保育がある実態があるなかで）が現実的です。

### **(4) 学童保育と「放課後子ども教室」はそれぞれの目的・役割に即して拡充してください。**

- 学童保育と「放課後子ども教室」との「一体的な運営」（実施場所も人も同じにした運営）ではなく、それぞれの目的・役割に即して拡充し、学校や地域で豊かな連携が図られるような位置づけと仕組みが必要です。
- 「放課後子どもプラン」は、地域の子育て支援の中核となる児童館を中心に、各施設・各事業・各機関が連携を図りながら、「豊かに子どもが育つ地域づくり」の視点で推進していくことが必要です。学校施設内に放課後の居場所・遊び場を限定する必要はありません。